

様式第1号の2（第5条関係）

誓 約 書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

1 養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて

- (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (2) 業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前号に該当する者をその受託者とししないこと。
- (3) 市長が、上記1号を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

2 補助金申請時の留意事項について

- (1) 養父市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱第17条に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第17条 市長は、補助金申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及びその他の規程に定める規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助金申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助金申請者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の市長が必要と認める場合に行うものとする。

- (2) 地方自治法第221条第2項に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付

けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 税等の滞納がないことの確認について

自身に県税・市税等の滞納がないこと。また、市が県税・市税等の滞納の有無を調査・照会することについて、承諾すること。

4 養父市の住民基本台帳に登録があることの確認について

自身が養父市の住民基本台帳に登録があること。また、市が養父市の住民基本台帳を調査・照会することについて、承諾すること。

年 月 日

養父市長 様

住 所
氏 名
電 話 () —